

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保及び自家用有償旅客運送の必要性、公共の福祉の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に応じた輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、富谷市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

2 前項第1号に規定する事項のうち乗合旅客運送の運賃及び料金に関する事項の議決については、第8条に規定する運賃分科会において行うものとする。

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者により構成し、市長が委嘱する。

- (1) 富谷市長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者
- (4) 社団法人宮城県バス協会
- (5) 住民又は利用者の代表者
- (6) 東北運輸局宮城運輸支局長が指名する者
- (7) 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、富谷市において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者うちその代表者が指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 道路管理者
- (10) 宮城県警察

- (11) 宮城県企画部長が指名する者
 - (12) 学識経験を有する者その他の交通会議の運営上必要と認める者
- 3 前項第2号から第4号までに掲げる委員及び第6号から第11号に掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、委員が欠けた場合において補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 交通会議に会長を置き、第3条第2項第1号に掲げる者が会長となる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故がある場合には、委員の中からあらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(議事)

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 交通会議の議決を要する事項については、出席委員の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は、出席委員の3分の2以上の同意で決する。

(分科会)

第7条 会長は、必要に応じて交通会議に分科会を置くことができる。

- 2 分科会において協議した事項については、交通会議へ報告するものとする。
- 3 分科会において協議が整った場合は、交通会議において協議が整ったものとみなす。

(運賃分科会)

第8条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する協議会として運賃分科会を置く。

- 2 運賃分科会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 富谷市長又はその指名する者
 - (2) 運賃及び料金を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (3) 東北運輸局宮城運輸支局長が指名する者
 - (4) 住民又は利用者の代表者
- 3 運賃分科会に分科会長を置き、前項第1号に掲げる者が分科会長となる。

- 4 分科会長は、運賃分科会を代表し、会務を総理する。
- 5 運賃分科会において協議をするときは、あららかじめ、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。
- 6 第8条第2項から前項までに定めるもののほか、運賃分科会に関し必要な事項は、分科会長が定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、富谷市企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか交通会議の運営に関する必要な事項は、会長が 交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月8日から施行する。